

令和6年度

# 通園の手引

保存期間  
3年保育 3年間



学校法人 広沢学園  
**祇園幼稚園**

目次	
1	通園上の注意----- P 1
2	保育関係上の注意----- P 2
3	お弁当について----- P 2
4	参観日について----- P 3
5	「諸費の引落」について----- P 4
6	日本スポーツ振興センター 共済掛金の納付について----- P 4
7	交通安全、通園指導について----- P 5
8	学期及び休業期間、休園日について----- P 6
9	主な年中行事----- P 7
10	制服、制帽の着用について----- P 7
11	名札・ワッペンの書き方、着用の仕方----- P 8
12	預かり保育(ひまわり・たんぽぽ組)について-- P 8
13	祇園幼稚園PTA会則----- P 9

## 1 通園上の注意

- \* 制服・制帽を着用し、名札は左胸にバス乗車ワッペンを左肩につけて下さい。
- \* ハンカチ、ティッシュは必ず記名しておき日々清潔なものを持たせ、たたくでポケットに入れて下さい。
- \* 毎朝、登園までに大、小便をすませるよう習慣づけましょう。
- \* 保育中園児が衣服を汚した場合、園の衣服に着替えて帰る事があります。園の衣服は、2、3日のうちに洗濯して返却して下さい。
- \* 園児に固有の病気があれば極力治療し、早めに学級担任に知らせて下さい。
- \* 玩具、菓子などは園に持参しないで下さい。  
春期短縮保育期間中は園でおやつを用意します。(年少のみ)
- \* 保育参観日以外は個別に参観等はしないで下さい。
- \* 園児の安全対策の為、保護者の方はネームプレートを必ず身に付けて下さい。
  - ★ネームプレートを身に付けるとき
    - ・園内に入るとき
    - ・バスの送り迎え、園への送り迎え(預かり保育の送り迎えを含む)
    - ・参観日などの行事
  - ★ネームプレートを忘れたときは、事務室に申し出て下さい。
  - ★ネームプレートは卒園まで使用するので、大切にし、紛失した場合は担任に申し出て購入して下さい。  
1個・・・100円です。
- \* お迎えを他の方に頼まれる場合は、事前に保護者の方が園に連絡をして、その方にネームプレートを必ず渡して下さい。
- \* 毎日、園児の帰宅後おたより袋を確認し、配布の手紙をよくお読み下さい。
- \* 出席ノートは月末に出欠席表も確認した上、捺印して下さい。

## 2 保育関係上の注意

- \* 毎月の25日頃、翌月の園だより、学年だよりを配布するので行事予定、保育内容、家庭での準備物等を確認して下さい。
  - \* 急な行事の変更や休園等は、メール連絡網でお知らせしています。
    - ★テストメールを2月28日(水)正午頃にします。それまでに別紙「メール連絡網登録方法」を参照し登録して下さい。
  - \* 日々の保育は午前9時30分に始まり午後1時45分に終わります。保育開始前の時間は自由遊びとします。
  - \* 春期短縮保育は4月8日～個人懇談会終了日まで。  
夏期短縮保育は7月14日～7月20日。  
秋期短縮保育は2学期始業式より3日間。  
冬期短縮保育は3学期始業式のみです。
  - \* 園児が欠席・遅刻・早退等する場合は8時20分～9時30分の間に電話、又は手紙等で理由を届け出て下さい。
  - \* 保育時間中、担任を電話で呼び出すことは保育に支障が生じる為控えて下さい。
  - \* 園児が絵画製作、粘土細工等の造形活動に際し衣服等を汚さないためスモックを着用します。  
(園の指定店にもあります)
  - \* 上履きの指定はないので、各家庭で用意して下さい。
- ## 3 お弁当について
- \* 主食はなるべくご飯を小さめのおにぎりにして、副食は栄養価を考えて入れて下さい。
  - \* 最初はお弁当の分量を少なめに入れて下さい。
  - \* 基本は箸を使用します。箸の使用が難しい場合は、スプーン等を持参しても構いません。
  - \* お弁当が調理パンの場合は市販のパンをそのまま持たせず、弁当箱へ入れて下さい。ジュース、牛乳等の飲み物は持参しないで下さい。
  - \* お弁当は、弁当箱、箸(スプーン)、ナフキン(縦35cm横45cm程度)を布の袋に入れて下さい。

\* コップ（プラスチック製、中位の大きさ）は、お弁当袋とは別の袋に入れて下さい。袋は大きすぎないようにして下さい。（お弁当のない日も、水分補給、うがい等を使用するため、毎日コップは持たせて下さい）

\* 弁当箱のふたがはずれぬように2 - 3 cm巾のゴムバンドに名前を記入してかけて下さい。

★ 温蔵庫による弁当温め期間（1 1月初旬 - 3月中旬まで）の弁当の作り方は、次のようにして下さい。  
・ 米飯の容器はアルミの弁当箱にして下さい。  
・ 弁当箱は名前を記入して下さい。  
・ おかずは温めないのので米飯と別容器に入れて下さい。  
・ スパゲティ・カレー等はサランラップをかけて、アルミ弁当箱に入れて下さい。

\* 給食について

- ・ 週2回（月・金）実施します。実施日については園だよりで知らせます。
  - ・ 実施日に欠席する場合は、前日の午後4時迄に園へ連絡して下さい。
- （前日が土・日・祝日の場合は、それ以前にお知らせ下さい）
- ・ 実施日は、ナフキン、箸を袋に入れて持たせて下さい。
  - ・ アレルギー等で食べられない食材については、担任に相談して下さい。
  - ・ 1食分360円は、ゆうちょ銀行より引き落とします。
  - ・ 週3回（火・水・木）は、希望者のみ月極で申し込み出来ます。

## 4 参観日について

\* 保育参観には子どもたちが期待しているので、出来るだけ参観して下さい。

★ 保育参観中のマナーについて

- ・ 参観中、保護者同士での会話や私語は慎んで下さい。懇談会等も同様です。
- ・ 小さなお子さんをお連れの方は園児の活動の妨げにならないように気をつけて下さい。
- ・ 参観中、我が子の活動を手伝ったり、側によって話しかけたりしないで下さい。
- ・ 参観中、廊下で雑談又は他のクラスと比較参観すること等は慎んで下さい。
- ・ 保育室内でのビデオ・カメラ等の撮影はしないで下さい。
- ・ 携帯電話は電源を切るかマナーモードにして下さい。

## 5 「諸費の引落」について

\* 雑費・給食費・預り保育利用料・園バス利用料・PTA 会費等を引き落とすために、ゆうちょ銀行の普通預金口座を全員開設して頂きます。口座のない方は新規口座を開設して下さい。

\* 雑費（絵本代、暖房料、その他）・給食費・預かり保育利用料園バス利用料・PTA 会費は翌月の10日頃に引き落とします。

\* 再引落は出来ません。引落明細書をご覧になり、口座残高が不足していないか確認して下さい。

\* 口座を開設するには、本人確認の証明書（運転免許証又は健康保険証等）が必要です。本人以外で口座を開設する場合は直接、最寄りのゆうちょ銀行窓口へ問い合わせして下さい。自動振替が困難な場合は園に申し出て下さい。

\* 3月8日までに最寄りのゆうちょ銀行へ行き、自動払込利用申請書の記入をお願いします。詳しくは別紙「ゆうちょ銀行（自動払込利用申請書）の書き方」をご参照下さい。

## 6 日本スポーツ振興センター共済掛金の納付について

\* 本幼稚園の管理下において万一園児に傷害が生じた場合は、その園児の保護者に対し、医療費の給付が行われます。保護者は日本スポーツ振興センターと本園との契約に、園児一人当たり年間掛金285円のうち200円を4月分の雑費で引き落とします。残りの85円は本園が負担します。

\* 災害給付金支給は疾病、障害、死亡見舞金制度があります。

\* 本園では日本スポーツ振興センターの加入以外に、施設、業務中、食中毒等の事故に対する幼稚園賠償責任保険に加入しています。

★ 幼稚園の管理下とは下記の場合です。

- ・ 幼稚園で編成した教育課程に基づく保育中。（通常保育）
- ・ 幼稚園の教育計画に基づく園外保育中。（お泊まり保育・遠足等）

・幼児の通常の経路方法による登園、降園中。

※課外教室(学研プレイルーム・ヤマハ音楽教室・カワイサッカー  
体育教室・ECC ジュニア)においては給付の対象外になります。

\*病院等医療機関へ受診する場合、必ず健康保険証を提示し受診して下さい。

## 7 交通安全、通園指導について

保護者と教職員その他関係者が一体となって、園児に対する交通安全教育を徹底します。  
園児の交通事故防止に努めて下さい。

### (1)バス通園の安全確保

乗車地点(バス停)での見送り、出迎えをする保護者は次の事柄に注意して下さい。

\*バスの運行をスムーズにする為、先生への連絡等は簡潔に伝え、入口や車窓からのぞきこんで子どもに呼びかけたり、指示を与えたりしないで下さい。

\*バス停では園児、保護者共にバスの発車、停車に支障のない場所で待ち、乗車に際して保護者の方は、子どもを一行に並べて短時間に乗り込めるよう指導して下さい。

\*朝の乗車及び迎えは時刻5分前までにバス停に出て静かに待機して下さい。朝の出発時刻になっても来られない場合は、予定通り出発しますので、保護者の方でお子様を登園させて下さい。また、出迎えの時も出発時刻になっても来られない場合は、お子様を園に連れて帰りますので、園まで迎えに来て下さい。バスの運行がスムーズに行われる為と園児の交通事故、誘拐等から身を守る為ですのでご協力をお願いします。

※天候・交通渋滞等により、バスが遅れることがありますので、朝のバスの運行状況を、園の携帯ホームページで確認して下さい。  
(別紙:「スマートフォンで情報を確認できます」を参照)

※雪の日の運行について  
安全運行が難しいと判断した時は、中止することがあります。  
その場合、ホームページ・メールでお知らせします。

## (2)徒歩通園児の安全確保

### 家庭送迎

\*園児が通園に慣れている場合でも、園児だけによる登降園は禁止です。出迎えが遅れる場合には園に連絡して下さい。

\*登園は午前9時～9時30分となっており時間を守って下さい。  
尚、9時45分には園児安全確保のため正門を施錠します。  
施錠後はインターフォンでお知らせ下さい。

### (3)降園時のお願い

\*降園は13時50分～14時(短縮保育 11時35分～11時45分)です。  
それ以降は預かり保育となります。

\*車でのお迎えは、混み合いますので次のようにします。

年少組 13時50分～14時00分(短縮保育 11時35分～11時45分)

年中組 13時55分～14時05分(短縮保育 11時40分～11時50分)

年長組 14時00分～14時10分(短縮保育 11時45分～11時55分)

\*渋滞すると近隣の方の迷惑になります。駐車場の利用時間は、待たれている方の為にも短くして下さい。

## 8 学期及び休業期間、休園日について

\*1年を次の学期に分けます

第1学期-----4月1日～8月31日迄

第2学期-----9月1日～12月31日迄

第3学期-----翌年1月1日～3月31日迄

\*休業期間、休園日は次の通りです

年度始 休業-----4月1日～4月7日迄

夏期 休業-----7月21日～8月31日迄

冬期 休業-----12月25日～翌1月7日迄

年度末 休業-----3月21日～3月31日迄

休 園 日-----土曜日、日曜日、  
国民の祝日又は、その振替日

## 9 主な年中行事

- 4月 始業式、入園式、個人懇談会、PTA総会
- 5月 保育参観、春の遠足、尿検査、身体測定、内科検診  
入園児記念撮影
- 6月 日曜参観、歯科検診、PTAお楽しみ会、プール遊び
- 7月 プール遊び、七夕参観、終業式、お泊まり保育(年長)
- 8月 登園日
- 9月 始業式、身体測定、園児募集
- 10月 秋の運動会、体力測定、芋掘り(年中)、秋の遠足、願書受付
- 11月 保育参観
- 12月 生活発表会、人形劇、個人懇談会、クリスマス会、終業式
- 1月 始業式、お餅つき、卒園児写真撮影、身体測定
- 2月 節分、音楽発表会
- 3月 ひな祭り、保育参観、卒園式、終業式、  
サッカー・ジャズダンス発表(年長組のみ)

## 10 制服、制帽の着用について

\*6月1日から衣替えとなっています。本園では下記の通り衣替え期間の目安を定めています。あくまで目安であり、着用を制限するものではありません

5月15日～5月31日-----夏冬どちらでも着用可

6月1日～運動会-----夏服着用

運動会終了後-----冬服着用

## 11 名札・ワッペンの書き方、着用の仕方

\*名札の書き方  
・表面にクラス名と名前をひらがなで書きます。  
・裏面には住所、電話、保護者氏名、血液型を書きます。

\*通園班別ワッペンの書き方  
・バス通園はバスワッペンの表面に停留所名を書きます。  
・家庭送迎は歩行者のワッペンを付けます。

\*着用の仕方  
・名札は左胸に、通園班別ワッペンは左肩に付けます。

\*名札ケースの色別

年少組-----もも色

年中組-----カラー帽子と同じ色

年長組-----カラー帽子と同じ色

## 12 預かり保育(ひまわり・たんぽぽ組)について

\*預かり保育は**午前8時30分**から**午後6時**迄の時間帯となります。(保育がある日の午前9時30分から午後1時45分は除く)

\*土曜日の預かり保育は**午前8時30分**より**午後12時30分**迄となります。

\*日曜日・国民の祝日又はその振替日・8月13日～8月16日・12月29日～翌1月4日は、休みとなります。

※申し込み理由、連絡先は必ず記入し申し込んで下さい。

\*保育料

1日申込み	¥550-	教材費、おやつを含む
-------	-------	------------

※保育開始前の預かり保育は無料。

※2号認定の方は広島市への申請により1日450円が補助されます。

学校法人広沢学園  
祇園幼稚園父母と先生の会規約

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は祇園幼稚園父母と先生の会（PTA）という。  
事務所は祇園幼稚園に置く。

第 2 条 この会は祇園幼稚園と家庭とが力を合わせて幼児の幸福  
を増し幼児教育の充実と進展をはかる事を目的とする。

第 2 章 事 業

第 3 条 この会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- 1 幼児生活、保育環境の改善
- 2 保健、衛生状態の改善
- 3 園施設、設備の整備への協力
- 4 教職員への研究助成と表彰
- 5 園と家庭との連絡の緊密化
- 6 会員相互の親睦と教養
- 7 その他必要なこと

第 4 条 この会の事業は会員全部の自発的協力によって行う。

第 5 条 この会の事業を行うため必要な部及び専門委員会を置く  
ことが出来る。部及び専門委員会についての必要な事項  
は細則で定める。

第 3 章 会 員

第 6 条 本会の会員は祇園幼稚園在籍幼児の父母又はこれに代わ  
る者並びに祇園幼稚園教職員とする。

第 4 章 役 員

第 7 条 この会は次の役員を置く。

- 1 会 長――― 1 名
- 2 副会長――― 2 名
- 3 監 事――― 2 名
- 4 委 員―――各クラス 3 名(うち 1 名は学級担任)
- 5 顧 問―――若干名

第 8 条 役員を選ぶにはつぎの方法による。  
\*会長、副会長、監事は会員中より総会に於いて選出す  
る。  
\*委員は各学級会員中より 2 名を選出する。  
\*顧問は委員会の推薦をまち会長が委嘱する。

第 9 条 会長、副会長、監事の内、転勤等何らかの事情によって  
退任の場合委員会にて補充し承認を得ることが出来る。

第10条 役員の任期は 1 ヶ年とする。但し留年は妨げない。

第11条 役員の任務は次の通りとする。  
\*会長はこの会を代表し会務を統轄する。  
\*副会長は会長を助け会長不在の時はその職務を代行  
する。  
\*監事は会計を監査する。  
\*委員は事業の企画、運営にあたる。  
\*顧問は会の運営について、会長の諮問に応ずる。

第 5 章 会 議

第12条 本会の主な会議を総会と委員会とにする。

第13条 総会は毎年 4 月に開き、次のことを議する。  
\*前年度事業報告及び決算の承認。  
\*本年度事業計画及び予算の承認。  
\*役員選出その他。  
臨時総会は会長が必要と認めたとき及び会員の 3 分の 1  
以上の要求があったとき開くことが出来る。

第14条 委員会は每学期 1 回開く。必要があれば臨時に開くこと  
が出来。委員は次のことを議する。  
\*年間事業の推進。  
\*細則の制定と改廃。  
\*予算の補正と流用。  
\*顧問の推薦。

第15条 各会議は構成員 2 分の 1 以上の出席者で成立し出席者過  
半数の同意により議決することを原則とする。

## 第 6 章 職 員

- 第16条 本会に下記の職員を置く。職員は園長の推薦をまち会長が委託する。  
\*書記――2名  
\*会計――2名  
職員の職務は次の通りとする。  
\*書記はこの会の庶務を処理する。  
\*会計はこの会の会計に従事する。

## 第 7 章 会 計

- 第17条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入による。会費は1園児家庭450円として園児1名を増す毎に450円宛の増加とする。
- 第18条 会費の納入は翌月の10日頃に諸費と一緒に引き落とす。3月分については3月に引き落とす。
- 第19条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 8 章 慶 弔 規 定

- (目的)  
第20条 この規定は本園職員、園児及びその家庭に病気、死亡、変災ならびに職員の退職、祝賀のあった場合に適用する。

- (見舞金)  
第21条 園児、保護者、職員及びその家族が死亡した場合、次の通り弔意を表す。

園 児	香典5,000円	花代	弔電
保 護 者	香典5,000円	花代	弔電
職 員	香典5,000円	花代	弔電
家 族	香典5,000円		弔電

\*葬儀への参列はその都度会長、園長にて協議する。  
園児の家族とは園児の兄弟姉妹、職員の家族とは、職員の親、子及び配偶者とする。

- 第22条 園児及び職員が傷病により入院又は自宅療養が1ヶ月以上にわたる場合は見舞金として5,000円をおくる。  
又、会員が本園PTAの行う行事又は本園PTAが委嘱した業務中に負傷した場合は負傷の程度により見舞金として5,000円をおくる。  
その他、上記以外の傷病については、その都度会長、園長において協議する。

- (祝金)  
第23条 職員の結婚または出産には祝儀として5,000円をおくり、結婚には祝電を打ち祝意を表す。

- 第24条 職員の退職のあった場合次の通り餞別をおくる。

在籍1年 2,000円  
(1年増すごとに1,000円加算)

- 第25条 その他は会長、園長、担任、学級委員等で協議し決定する。



学) 広沢学園 祇園幼稚園

広島市安佐南区西原2丁目7番46号

〒731-0113 TEL 082-874-1576

<http://www.hbs.ne.jp/home/youchien/>